

2015.12.1

## Hinemos®保守及びオプションサブスクリプションに関する契約約款

株式会社アトミテック（以下、「乙」という。）は、Hinemos®保守サポート及びオプションサブスクリプションに関する契約約款（以下、「本約款」という。）を定め、これに基づき保守サポートサービス及びオプションサブスクリプションサービス（以下、「本サービス」という。）を提供します。

本サービスの提供を受ける者（以下、「甲」という。）は、本約款の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。

### （契約の成立）

第1条 本約款に基づく Hinemos 保守サポート及びオプションサブスクリプションに関する契約（以下、「本契約」という。）は、甲が乙所定の「利用申込書」（以下、「申込書」という。）に必要事項を記入の上、乙に提出し、乙がこれを受領して「サポート証書」を発行することにより成立することとします。

### （サービス提供対象ソフトウェア）

第2条 サービスの対象となるソフトウェアは、別途乙より明示的に書面による通知が有る場合を除き、次の通りとします。

- (1) Web サイト (<http://osdn.jp/projects/hinemos>) 上からダウンロードされる、Hinemos ver.4.1.0 以降全てのバージョン（ただし、β版（公開前の開発途中にあるバージョンを言う）及び unsupported に分類されるソフトウェアを除く。）
- (2) 各種パートナー向け提供物
- (3) 第 21 条第 2 項に定める修正プログラム等
- (4) オプションサブスクリプションサービスによる提供物

### （サービス内容）

第3条 乙は、甲に対して以下のサービスを提供するものとします。

#### (1) 保守サポートサービス

ソフトウェアの安定稼働を保つことを目的とする、甲の技術者等へのサービスの提供。当該サービスの詳細及び範囲は、別紙1「Hinemos®保守サポートに関する要綱」に記載の通りとします。

#### (2) オプションサブスクリプションサービス

ソフトウェアへの機能追加を目的とする、オプションサブスクリプションを提供。当該サービスの詳細及び範囲は、別紙2「Hinemos®オプションサブスクリプションに関する要綱」に記載の通りとします。

### （サービス対象外）

第4条 本契約による各種サービスには、以下の各項の作業は含まないものとします。

- (1) 甲の要求によるソフトウェア改変又は機能追加
- (2) 乙以外の者（乙の指定する者は除く。）により、乙の承認なく行われたソフトウェアの修補改変、機能追加その他これらに関連する作業を行ったことにより生じた障害の修補
- (3) 甲の責に帰すべき事由により生じた障害の修補
- (4) 天災地変その他甲乙いずれの責にも帰すことができない事由により生じた障害の修補

（担当者の設置）

第5条 本契約の締結に伴い、甲は、技術的課題に対し、ソフトウェアに起因する課題とそれ以外の課題の切り分けを行うために必要な担当者を設置するものとします。

（資料等の提供）

第6条 乙から甲に対しサービスの履行上必要となる情報、資料又はデータ等（以下、総称して「資料等」という。）の提供の請求があった場合、甲乙協議のうえ、甲は乙に対し無償でこれらの資料等を提供することとします。

- 2 乙は、甲から提供を受けた資料等がサービスの履行上不要となったときは、遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとします。
- 3 甲及び乙は、前各項の資料等の提供、受領、返還その他の処置等について、それぞれ実施責任者間（保守サポートサービスにおいては別紙1「Hinemos®保守サポートに関する要綱」で定めるユーザ及びヘルプデスク間とし、それ以外のサービスについては別途定めるものとします。）で、書面又は電子メールによる確認をもって行うこととします。
- 4 乙は、乙がサービスを実施するにあたり、必要最低限の範囲に限り、甲から提供を受けた資料等を本契約の履行に従事する者（乙の委託先を含む）に開示することができるものとします。

（資料等の保管義務）

第7条 乙は、前条に基づき甲から提供された資料等を、善良なる管理者の注意をもって管理・保管し、かつ本契約以外の目的に使用しないものとします。

- 2 乙は、甲から提供された資料等を本契約の履行上必要な範囲内で複製・改変することができるものとします。ただし、改変を行った資料等に、第8条に定める甲の機密情報が含まれている場合、当該改変を行った資料等は、改変後であっても甲の機密情報とし、甲が所有権及び一切の知的財産権を有するものとします。

（機密保持）

第8条 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から資料（資料等を含む）、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報及び相手方から口頭で開示された情報その他本契約の履行の過程で知り得た相手方の営業上、技術上の情報（以下、併せて「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本契約の履行に従事する者（乙の委託先を含む）に使用させる場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとし、かつ本契約の履行以外の目的に使用しないものとします。また、乙が、機密情報を乙の委託先に開示する場合には、乙は、当該委託先に対して、本契

約に基づき自己に課された義務と同等の義務を課するものとし、当該委託先の義務違反につき責任を負うものとしします。

- 2 前項にかかわらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとしします。
  - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
  - (2) 相手方から開示される前に既に保有していたもの
  - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
  - (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
  - (5) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- 3 甲及び乙は、本契約が終了した場合又は相手方から要求のあった場合には、機密情報及びその複製物を直ちに返還又は廃棄するものとしします。

#### (責任の範囲)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもってサービスを行うものとし、乙の責任は当該注意義務の範囲に限られるものとしします。

- 2 乙は、本契約の有効期間中、ソフトウェアの安定稼働を保つよう繰り返しサービスを実施するものとしします。
- 3 甲は、本契約による各種サービスが甲のサービス依頼に対する完全な解決策となるものとは限らないこと、及び、乙が前2項の注意義務を払ったとしても、甲のサービス依頼に係る問題の全部又は一部を解決できないことがあることをいずれも了承します。
- 4 乙は、本契約による各種サービスを行うにあたり、甲のソフトウェア、ファイル、データ等の保護については一切責任を負わないものとしします。ただし、乙の故意又は重過失によりこれらに対し損害を与えた場合にはこの限りではないものとしします。
- 5 甲は、自らの責任で本サービスを利用するものとしします。本サービスにより提供される助言に基づいての作業は、全て甲の責任において実施するものとしします。
- 6 甲が本サービスを利用して第三者に損害を与えた場合、甲は自らの責任において解決するものとし、乙は一切の賠償責任を負わないものとしします。

#### (損害賠償)

第10条 甲又は乙は、相手方の本契約の違反により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について本契約及び個別契約に基づき甲が乙に支払ったサービス料の合計額を限度として損害賠償を請求できるものとしします。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由に生じた損害及び逸失利益は含まれないものとしします。ただし、故意又は重過失により相手方に損害を与えた場合にはこの限りではないものとしします。

- 2 甲は、乙による本件業務の遂行上必要な最小限度において、個人データ等の取扱いを乙に委託するものとしします。
- 3 甲は、個人データ等の取扱いを乙に委託する場合は、原則として、当該情報が個人データ等である旨を書面にて乙に示さなければならないものとしします。また、甲は、甲が乙に取扱いを委託した情報が、個人データ等に該当するかどうか乙において不明であり、乙が甲に照会したときは、速やか

に回答しなければならないものとします。

- 4 個人データ等の授受担当者、授受媒体、授受方法、授受記録等の方法等は、個人データ等の安全管理の観点から、別途甲乙協議の上書面により定める通りとします。
- 5 乙は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、秘密情報、個人データ等の漏えい等の事故が発生し、甲に損害が生じた場合、乙の本契約に違反する行為の直接の結果として現実に生じた通常の損害に限り、損害発生の原因となった本件業務の対価を上限として、賠償の責任を負うものとします。

#### (サービス料)

第11条 サービスの対価（以下、「サービス料」という。）、内訳は「申込書」または「見積書」に記載の通りとします。

#### (個別契約)

第12条 甲及び乙は、第3条に定めるサービスの範囲を超えてサービス希望する場合、その内容（以下、「個別契約業務」という。）、実施期間等の詳細を別途締結する個別契約において定めるものとします。

- 2 個別契約は、甲が乙の指定するサービス注文書（以下、「注文書」という。）に記入し、記名捺印後、乙に提出し、乙がこれに応諾してサービス注文請書（以下、「注文請書」という。）を発行することにより成立するものとし、成立日は注文請書の発行日とします。
- 3 個別契約には、本契約が適用されるものとします。ただし、個別契約において本契約と異なる定めをした場合は当該個別契約が本契約に優先して適用されるものとします。
- 4 乙は、個別契約の締結をもって、当該個別契約所定の個別契約業務を実施するものとします。

#### (請求方法)

第13条 乙は、サービス料に別途消費税相当額を加算のうえ、甲に請求するものとします。

- 2 乙は、交通費等実費が発生した場合には、第11条に定めるサービス料とは別に当該費用を甲に請求するものとします。この場合、かかる実費の発生について、乙は、甲の事前承認を得るものとします。
- 3 乙は、個別契約を締結している場合には、当該個別契約に定める個別契約業務にかかる対価を、個別契約に定める請求方法に従い甲に対し請求するものとします。
- 4 乙は、本契約が第19条2項に従い自動的に更新された場合には、サービス料に別途消費税相当額を加算のうえ、更新された日から30日以内に、当該金額を甲に請求するものとします。

#### (支払方法)

第14条 乙はサービス料及びその消費税相当額として第11条にて定めた金額を、契約月（更新の際は更新月）の月末までに甲に請求し、かつ甲は乙の支払い請求書受領後、月末締め翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとします。また振込手数料は甲の負担とします。

- 2 甲は、サービス料及びその消費税相当額、交通費等を、乙所定の請求書に基づき甲乙間で別途定めた期日及び方法により、乙に支払うものとします。
- 3 甲は、個別契約を締結している場合には、個別契約業務にかかる対価を、個別契約に定める期日及び方法により、乙に支払うものとします。

(支払遅延損害金)

第15条 甲が支払い期限までにサービス料及びその消費税相当額、交通費等を支払わない場合、乙は、甲に対し、支払期限の翌日より支払日までの日数に応じ、当該対価に対し年率14.6%を乗じて計算した金額を支払遅滞損害金として請求できるものとします。なお、甲が個別契約に定める個別契約業務の対価を支払期限までに支払わない場合も同様とします。

(端数整理)

第16条 本契約に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

(契約解除)

第17条 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部を解除できるものとします。

- (1) 支払停止又は支払不能となったとき
  - (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - (3) 差押え、仮差押さえもしくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき
  - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき
  - (5) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - (6) 本契約又は個別契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した14日以内にこれを是正しないとき
- 2 甲又は乙は、前項各号の一に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに履行するものとします。
- 3 乙の責に帰すことのできない事由（不可抗力を除く）により、本契約が解除された場合、乙は甲から受領した料金を一切返還しないものとします。

(契約終了の義務)

第18条 甲は、本契約が終了した場合、各種パートナー向け提供物及びオプションサブスクリプションサービスによる提供物の使用を、自己の負担と責任において、直ちに取りやめるものとします。

(有効期間)

- 第19条 本契約の有効期間は、「サポート証書」に記載された契約開始日から契約終了日までとします。
- 2 前項にかかわらず、期間満了の90日前までに乙から書面による別段の意思表示がなく、かつ期間満了30日前までに甲から書面による別段の意思表示がないときは、本契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。なお、金額は契約年を基準に期間満了年の物価が契約年を基準とし、物価上昇率が10%以上上昇と、甲及び乙が判断した場合、物価上昇率と同率の変更を行うこととします。
  - 3 本契約が期間満了、解除等により終了した場合といえども、第8条、第9条、第10条、第16条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条の規定は、対象事項が存在する限り、なお有効に存在するものとします。

- 4 甲が乙の責によらない事由により、本契約の有効期間満了前に本契約の解除を申し出た場合、サービス料の払い戻しは行わないものとします。

(権利義務の譲渡)

第20条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(権利の帰属)

第21条 本契約に基づき甲及び乙が相手方に提供又は開示した資料等及び機密情報にかかる著作権その他一切の知的財産権は、提供又は開示した当事者（当該当事者が本契約において提供又は開示した資料等及び機密情報に第三者の知的財産にかかるものがある場合には、当該第三者）に帰属するものとします。

- 2 本契約による各種サービスにより作成されたソフトウェアの修正プログラム、マニュアル、及びその他ドキュメント（以下、「修正プログラム等」という。）に対する著作権は乙に留保されるものとし、甲は、修正プログラム等が第三者に公開されることを承諾するものとします。但し、甲の秘密情報が含まれる修正プログラム等の著作権は甲に帰属し、乙がこれを公開することはできないものとします。
- 3 本契約による各種サービスにおいて甲と乙との間で交換される情報及び資料について、甲及び乙は相手方の承諾なしにそれらを複製又は改変しソフトウェアのFAQ情報として第三者に公開できるものとします。但し、機密情報及び修正プログラム等については、本項は適用されないものとします。

(輸出管理)

第22条 甲及び乙は、相手方から提供された資料等及びそれに含まれる技術を海外に持ち出し又は非移住者に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとします。

(管轄裁判所及び準拠法)

第23条 本契約又は個別契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

- 2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

(協議)

第24条 本契約又は個別契約に定めのない事項その他本契約又は個別契約の条項に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決を図るものとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第25条 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。

- (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力(平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。)でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
  - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
  - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
  - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
  - (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
- 2 甲及び乙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。
  - 3 甲又は乙は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
  - 4 甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害について本契約又は個別契約に基づく損害賠償を請求できるものとします。

(本約款の変更)

- 第26条 乙は、甲の承諾を得ることなく、乙が定める方法により、本約款の内容を変更することができるものとします。この場合、当該変更後の本サービスの提供条件は変更後の本約款の定めによります。
- 2 乙は本約款の内容変更を行う場合、遅滞なく変更後の約款の内容を甲に通知するものとします。

## Hinemos®保守サポートに関する要綱

株式会社アトミテック（以下、「乙」という。）は、保守サポートサービス（以下、「本サービス」という。）の提供を受ける者（以下、「甲」という。）に対し、株式会社NTTデータが提供する運用管理ソフトHinemos®（以下、ソフトウェアという。）保守サポートサービス（以下、「本件業務」という。）に関して、次の通り要綱を定めます。

### 1. 保守サポート内容

予め登録された甲の指定する 2 名までの人員（甲の社員に限る。以下「ユーザ」という。）に対し、次項記載のヘルプデスクを通じた以下の業務を提供します。

なお、ユーザには個人ではなく、複数名の人員で構成されたグループを指定できるものとします。

- (1) ソフトウェアに関する技術的質問への回答
- (2) ソフトウェアの異常動作等の問題解析及び回避策の提示
- (3) ソフトウェアバグが明らかになり、開発元である NTT データより、改修パッチ、修正モジュールの提供があった場合はその提供。

### 2. ヘルプデスク

- (1) 保守サポートは電子メールにて行います。
- (2) 乙が指定した電子メールアドレス宛に送られるユーザからの電子メールでの問合せに対して回答するヘルプデスク窓口（以下、「ヘルプデスク」という。）をユーザに提供するものとします。
- (3) 電子メールでの問い合わせに対し、必要時、電話連絡によるコールバックサポート。
- (4) 乙による保守サポートの提供に関して交換される全ての資料等については、ヘルプデスクのみを通じて交換されるものとし、ヘルプデスク以外を経由した資料等の交換（ユーザと乙の保守サポート要員の間での直接の資料等の交換を含む。）は行わないものとします。
- (5) ヘルプデスクは、ユーザからのみ問合せを受け付けるものとします。また、ユーザ以外に対しては回答を行わないものとします。
- (6) ヘルプデスクは保守サポートを日本語で提供するものとします。なお、言語はヘルプデスクが選択するものとします。
- (7) ヘルプデスクの保守サポートは日本語のみ受け付けます。ただし、コールバックは日本国内のみに対して行われるサービスになります。
- (8) 甲は、あらかじめ登録したユーザに変更が生じた場合、すみやかに乙に報告するものとします。報告が無い場合においては、乙は甲に対して保守サポートを提供できない場合があります。

### 3. 保守サポート時間帯

乙が保守サポートを行う時間帯（以下、「保守サポート時間帯」という。）は次の通りとします。ただし、乙の所定の休業日、法定休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までは除くものとします。

月曜日～金曜日 10：00～18：00



#### 4. 実施報告

乙は、保守サポートを行った場合は、その作業内容について甲に報告するものとします。甲は、前項の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を確認し、結果を乙に通知するものとします。

#### 5. インシデント

保守サポートにおけるインシデント（以下、「インシデント」という。）の定義及び運用は、次の通りとします。

- (1) 甲は事前に切り分けを行いソフトウェアのみに限定した内容で、乙に問合せを行うものとします。問い合わせ記述項目は、乙の指定フォーマットに従うものとします。
- (2) 甲の問合せ事項の最小単位を「1 インシデント」とします。
- (3) 甲の問合せに、複数の問合せ事項が含まれている場合は、それぞれの事項を「1 インシデント」と設定するものとします。乙は受付時に複数インシデントへの分割が必要と判断した場合、調査を開始する前に複数インシデントに分割する旨を甲に通知するものとします。乙は、分割により「1 インシデント」と設定されることに甲が同意した問い合わせ事項のみ、同意の確認を待って調査を開始するものとします。
- (4) 乙が問い合わせ事項に対して回答し、その内容について甲の了解を得た場合、又は、乙の回答日（保守サポート時間帯以外での回答については翌営業日を回答日とする。）の翌営業日から起算して7営業日以内に甲から何ら返答のない場合は、当該問い合わせ事項を終了するものとします。
- (5) 甲は本契約の終了後、問合せは出来ないものとします。
- (6) 甲は見積書に記載された「インシデント数」を超えた問合せは出来ないものとします

#### 6. 保守サポート条件

保守サポート提供の条件は以下の通りとします。ただし、本条件はVer.4.1.0以降を対象とし、Ver.4.1.0以降にリリースされる Hinemos の機能拡張により変更される場合があります。この場合、乙は、当該変更の内容を事前に甲に通知するものとします。なお、以下の用語の定義については、乙から甲に別途提供される「Hinemos ユーザマニュアル」に従うものとします。

- ① マネージャ、クライアント、エージェントの動作環境は、乙指定のもの（動作確認環境）。
- ② マネージャ、クライアント、エージェントは、乙指定のバイナリ。
- ③ 保守サポート対象バージョンは株式会社 NTT データの Hinemos サポート期間に準ずる。
- ④ 管理対象ノードは Hinemos®保守に関する契約書 第2条（サービス提供対象ソフトウェア）(1)記載のソフトウェアを導入、又は乙指定の設定をしたもの。

## 7. 保守サポート品質

ヘルプデスクはインシデント毎に以下のサービス品質で、ユーザに回答や解決策を提示します。

### (1) サービス品質

サービス内容	作業の内容	サービス品質
技術問合せ	<p>既知の情報、インターネットや書籍等で公開されている情報、マニュアルに記載されている情報を検索し情報源を明示して回答します。</p> <p>過去の保守サポート事例やノウハウを知識ベースに蓄積して管理し、ユーザの要請に対し知識ベースを検索して情報を提供します。</p> <p>また、技術お問い合わせ要件によっては、弊社から NTT データにエスカレーション問い合わせを実施する場合がございます。</p>	<p>受付： 問合せ日（保守サポート時間帯外での問合せについては翌営業日を問合せ日とする。）の翌営業日以内</p> <p>回答： 受付日の翌営業日から起算して最大4営業日以内での回答を基本とする。ただし、技術お問い合わせ要件によっては、NTT データへのエスカレーション問い合わせを行うため、その回答待ちとなることがある。</p>
異常動作等への対応	<p>個別にユーザから受領した各種ログや設定ファイルを解析し、ソフトウェアの異常動作に対する緊急回避策の提言を行います。</p> <p>また、異常動作の原因がソフトウェアの不具合によると判明した場合は、可能であれば開発元である NTT データにおいて、ソフトウェアへの改修を行います。</p>	<p>受付： 問合せ日（保守サポート時間帯外での問合せについては翌営業日を問合せ日とする。）の翌営業日以内</p> <p>回答： 受付日の翌営業日から起算して最大4営業日以内での一次回答を基本とする。ただし、技術お問い合わせ要件によっては、NTT データへのエスカレーション問い合わせを行うため、その回答待ちとなることがある。</p>

- (2) 表のサービス品質は必ず有効な回答や解決策が得られることを保証するものではありません。また、作業を行っても有効な回答や解決策が得られない場合に期限まで回答できない場合があります。甲は、これを承諾するものとします。
- (3) 甲は、乙が提供する本契約に基づく保守サポートについて、通信回線の障害等による不可抗力により、提供の遅延もしくは提供できない場合があることを承諾するものとします。

## Hinemos®オプションサブスクリプションに関する要綱

株式会社アトミテック（以下、「乙」という。）は、オプションサブスクリプションサービス（以下、「本サービス」という。）の提供を受ける者（以下、「甲」という。）に対し、株式会社NTTデータが提供する運用管理ソフト Hinemos®（以下、「ソフトウェア」という。）のオプションサブスクリプションの提供に関して、次の通り要綱を定めます。

### 1. サービス内容

乙は甲に、見積書に記載された「サブスクリプション対象ソフトウェア」に対し、「サブスクリプション対象ユニット数」に限り、保守サポートサービスを提供します。

### 2. サービス条件

- (1) 本契約（Hinemos®保守サポート及びオプションサブスクリプションに関する契約書）が締結され、本有効期間中であることとします。
- (2) オプションサブスクリプションサービスの提供条件は保守サポートサービスに準じるものとします。
- (3) 甲は、前項に示すオプションサブスクリプションサービスを見積書に記載された「サブスクリプション対象ユニット数」を超えたユニットに対して使用しないこととします。
- (4) 甲は、オプションサブスクリプションサービスに基づき提供したソフトウェアをインターネット等を通じて不特定多数に配布しないものとします。
- (5) 甲が前項に違反した場合は重大な契約違反とみなし、本契約を解除出来るものとします。また、甲は当該違反により乙が受けた損害の一切を直ちに賠償するものとします。